

台風・暴風雨・竜巻等における対応

菊川市立小笠南小

学校

1 特別警報又は台風の接近に伴い、児童の登下校に危険が予想される場合

以下のとおり、気象台発表の気象情報を基準とし、登校日の前日に菊川市教育委員会と菊川市校長会が判断し、各学校に連絡する。(必要に応じて、同報無線による呼びかけも行う。)

(1) 前日の対応

ア 気象庁の予報により台風の接近が予想される場合は、菊川市教育委員会と菊川市校長会で協議し、明日の「給食の有無」と「休校」「自宅待機」「通常登校」かを学校に連絡する。

(給食については、台風接近が月曜日の場合は、金曜日の決定もある。)

イ 学校は、「アの決定事項」を各家庭にメールで連絡する。

ウ 学校は、通学路安全点検場所と校内の児童生徒対応等の役割分担を確認する。

(2) 当日の対応

ア 市教委と校長会で協議し、「休校」「遅らせての登校」「通常登校」かを6時 30 分ごろに保護者にメール連絡する。

イ 「遅らせての登校」を出した場合は、職員の役割分担に沿って対応し、通学路安全点検を実施する。通学路および天候の状況に応じて立哨指導を行う。

ウ 冠水や風等で危険な場合は、やむ得ず「休校」とする。その場合は再度、学校が保護者にメール連絡をする。

2 台風の接近を伴わない大雨警報・洪水警報等の発令の場合

登校に危険が伴うことが予想された場合は、1の「特別警報又は台風」の場合に準拠して、各学校(校長)が判断し、午前6時 30 分ごろに保護者にメール連絡する。

3 その他

(1) 局地的な豪雨で、児童に危険な状況が発生した場合には、無理な登校を避け、安全に登校させるよう、遅刻等の取り扱いはしない。下校も、児童の安全を第一に考慮した対応をする。

(2) 発達した積乱雲がもたらす風水害(竜巻、急な大雨、雷)等の場合は以下の対応とする。

ア テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、積極的に情報収集する。

イ 急に厚い雲が広がり周囲が暗くなるなどの天候の変化に注意し、児童をすぐに安全な場所(頑丈な建物内で窓ガラスから離れる等)に避難させる。